

Virtual Boat Show バーチャルボートショー

出展者の運営上の注意点について

■ バーチャルボートショーへご出展される皆様へ、**運営上の重要なルール**をお伝えしたく本資料にて詳しくご案内させていただきます。

Q：「バーチャルボートショー出展者のブースを、複数の販売店などの別企業が共有し、チャットやZoomに参加して商談する行為」については可能？

A：①バーチャルボートショーの企業ブース内にて各機能の利用・運営・商談等を行うことが出来るのは、原則としてその出展企業の社員のみとする。
※たとえ系列会社であっても別企業とみなす

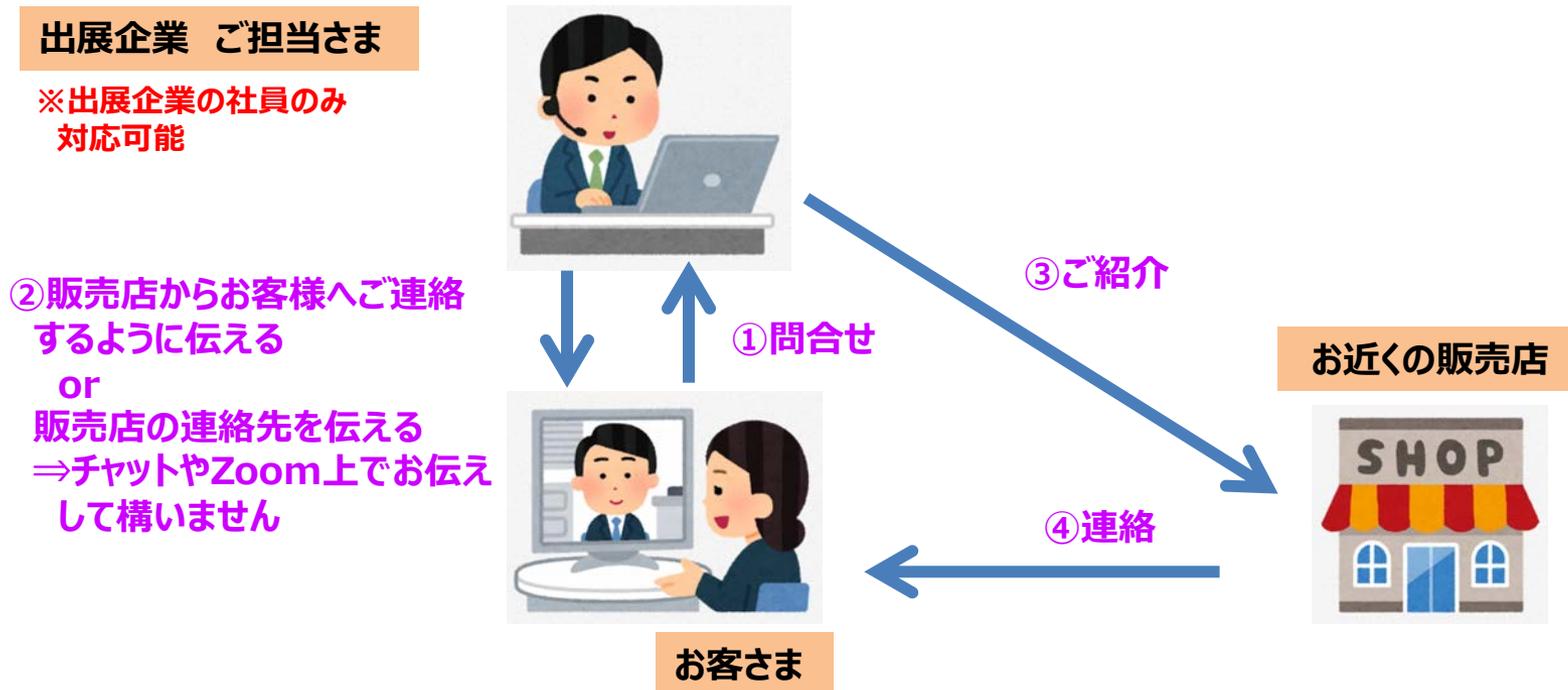
②バーチャルボートショーの企業ブース内にて、出展者ではない者が販売することを目的とした他社のサイトへのリンク先を貼り付ける行為は原則として不可とする。

③上記の点に抵触する恐れがある場合、事前に主催者に申告し確認を要する。確認の上、主催者が認めたものはこの限りではありません。

①については、例えば「ヤマハ発動機株式会社さま」のブース内において、「ワイズギアさま」・「ヤマハマリーナさま」等のグループ会社の社員であっても、「ヤマハ発動機株式会社」ブースのチャットやZoomの機能に参加し商談対応を行う行為は禁止します。

お客様へ販売店の紹介などをする場合は、販売店の連絡先を紹介するなどの対応をして下さい。

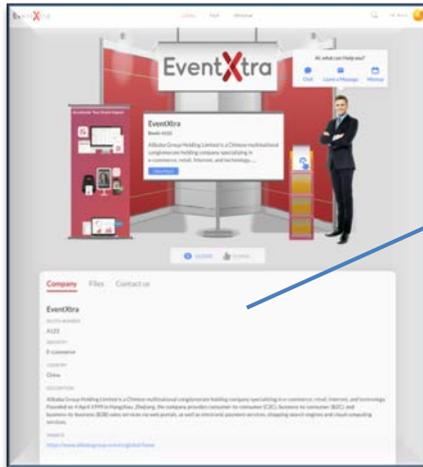
(例) 遠方からオンライン商談に参加してくれたお客様に対し、お近くの販売店を紹介する場合



②については、例えば「A社」のブース内において、「B社」・「C社」が販売するために、そのB社やC社などのリンク先を貼り付ける行為を意味します。

(例)

出展企業 A社



製品紹介ページなど



販売店「B社」のURLを掲載

販売店B社



販売店B社の販促活動に
 繋がる行為は禁止です

ただし、あくまで商品の紹介・説明のために他社サイトを掲載する行為は問題ございません

- ③各社にて判断が難しい場合は、事前に主催者へ相談してください。主催者内で協議の上決定させていただきます。

基本的な判断基準は

- ・ブースの機能を使用して良いのは、**出展申込企業の社員のみ**
- ・ブースにリンク先を貼る行為は、紹介目的（出展者が販売するつもり）⇒OK
販売目的（出展者以外が販売するつもり）⇒NG

とさせていただきます。

※本ルールの適用はあくまで**バーチャルボートショー**におけるものであり、陸上出展ブースにおいては従来通りブース内における別法人による商談対応等をする行為は問題ございません。